



専守防衛の改定と改憲は並行すべし:

(老生の眩き) 宝珠山 昇

○ 北岡伸一東大名誉教授は、読売新聞 2018・3・18 付の第一面で「専守防衛は国是なのか、反撃力明確化、改憲に優先」などと題して、次の趣旨の提案をされている。

△「専守防衛」の範囲は、鳩山見解(注)および国際法の常識よりはるかに狭い。国是だという言い方もされるが、国是とは何かについて明確な規定はない。国是といえども政策的な選択であり、国家の最高法規である憲法よりは下に位置づけられよう。憲法のように改定規定はないが、改められないものではあるまい。

鳩山見解が提示されたとき、日本の周囲にはさしたる脅威は存在しなかった。今では、北朝鮮は核、ミサイルを保有し、しかも日本に対して脅迫的な言辞を弄している。しかし、日本は敵基地攻撃能力などを持たず、これらを米国の反撃に期待したり、ミサイル防衛で対処しようとしている。が、いずれもその確実度は劣る。故に、専守防衛の改定—専守防衛を、鳩山首相の見解に近いラインで明確化することを提案する。

現在安倍政権で検討されている自衛隊加憲案では「自衛隊の行動範囲や権限は拡大しない。他方で、この専守防衛の改定では、自衛隊の行動範囲ははるかに広がる。憲法も専守防衛の見直しもできればよいが、どちらか一つなら、こちら(専守防衛の改定)に政治資源を投入すべきだと考える。

○ 老生は、どちらか一つを選択する課題ではなく、並行して進められるべきものと考ええる。

理由の一つは、専守防衛は、固定概念ではなく、保有する自衛権行使能力と防衛環境の従属変数であり、現在の安全保障環境は、鳩山見解も包含し得るもの、国際法に基づく自衛権行使の範囲内にあるもの、と解し得る状況に至っていると解するからである。

二つは、専守防衛の改定の実質である敵基地攻撃・反撃の能力は、一朝一夕に保つてできるものではなく、十年単位での装備、基地等の取得、要員の教育訓練、などの自助努力を要するものであるからである。

三つは、専守防衛の改定を優先すべきとの主張は、戦後左翼などの反対勢力の常套戦術に嵌る可能性が大きいからである。

専守防衛の改定＝敵基地攻撃・反撃能力の充実は、強力な関心者などの賛同により達成できる。だが、憲法改正は、通常は関心を持たない国民も含めて多数の賛成を得なければ成就できないものである。衆参両院の3分の2の賛同がなければ「発



国際平和戦略研究所

議」さえできない。戦後左翼勢力などは、これらを利用して、国益軽視の不毛の九条論議などを繰り返し、国権の最高機関の不作為を導き、日本の独立度の向上を阻害しているとも言える。

このような戦後左翼などの反対勢力にとって、憲法改正は全面戦であり、専守防衛の改定は局地戦である、局地戦では妥協できても、全面戦では妥協できまい。

専守防衛の改定を優先すべきとの主張は、大衆の焦点を局地戦に絞らせて、全面戦を遅延させたり、全面戦も局地戦も有利にしたり、する彼らの常套戦術に乗せられる可能性が大きい。

自衛隊加憲は、憲法を盾にして、専守防衛の改定などの独立国に相応しい論議を妨害などする力を未来永劫に削減させることができるものである。

なお、北岡名誉教授の「反撃能力があると、先制攻撃に使う恐れがある、という主張は杞憂」は全く同意見である。わが国には、大量の核兵器、ICBM等を装備している諸国に対して、そんな軍事行動を仕掛ける指導者などはいない。万一にも、そんな選択をしようとする指導者などがいても、今日の日本の国権の最高機関はこれを排除し得ると確信している。

(注:1956年2月の鳩山一郎首相の見解は、衆議院内閣委員会で、日本の攻撃能力の法的限界について「わが国土に対し、誘導弾などによる攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨だとは考えられない」と述べた。「誘導弾などによる攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは、法理的に自衛の範囲に含まれ、可能である」とも語っている。この見解は今日も踏襲されている。)

○慶大教授 添谷芳秀氏は、2018年3月20日の読売新聞13面で「憲法改正は国の戦略を固めて、それに基づいて議論をすべきだ。私の主張は、国際主義を哲学とする9条の改正だ。9条は戦後一貫して日本の国際貢献の障害となってきた。全面的な集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への自衛隊の参加を可能にすることが、国際国家である日本の安全保障政策にとって重要だ。——憲法改正は国家的大事業だ。政治が国民に9条改正を働きかけ、世論を醸成しようとしないうまま、中途半端な改憲を試みるのは本末転倒だ。」などと述べている。

これは、先人が、対日講和交渉以来、国防環境の激化などに対応して、自衛権行使体制の整備に努め、国際貢献体制を整える等してきた歴史を、理解できないか、無視し、先人を愚弄する、思い上がりも甚だしい、「自衛隊加憲」の意義を理解しないか、



国際平和戦略研究所

理解できない、戦後左翼の憲法改正妨害論と異ならない、主張である、等と老生には見えて、悲しくさせるものである。

上述の「私の主張」などは、戦後の国防政策に関わる人々にとっては常識である。自衛隊創設後も、同様の主張は、特に、旧日本軍人から強力に繰り返しなされている。

しかし、これらの主張は、「目標論」として異存は少ないものの、彼らには、これを達成する「方法論」のない、無責任なものであった。戦後左翼勢力の妨害を排除し、所要の予算を確保し、防衛力の6要素(知力、人力、装備力、補給力、施設力、訓練力)を整備し、諸国の誤解を解消などできる現実的・具体的な手段・方策などは提示できなかった。

先人は、これらを総合的に勘案しながら、昭和32年(1957年)5月20日閣議決定の「国防の基本方針」などに示されているように、「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備」するとともに、安全保障環境の激化などに対応して国際貢献体制を整える等してきたのである。

自衛隊加憲は、「私の主張」を論議することを、これまでと同様全く排除しないし、普通の独立国に相応しい国防・安全保障論議を促進できるものである。「中途半端な改憲を試みる」ものではない。

また、「私の主張」は、現行の憲法の下でも、法律の制定によって実行できる可能性があるものであり、憲法の中に明記されなければならないものではない。

論議されている改憲案に不満があるなら、「私の主張」などを憲法に盛り込み、「国会の発議」可能性がある改憲案を提示して発言してほしい。少なくとも自衛隊加憲を妨害しないでほしい。(2018年3月23日 記)

○以上の老生の眩きについてご興味をお持ちいただける方は、2017年6月19日以降の「頂門の一針」、「国際平和戦略研究所」(CISS)のHPの「提言」欄や、老生のHP[<http://natdef.exblog.jp>]の憲法改正の項などを参照いただければ幸いです。またこれまでに掲載されたものと重複があることをお許し願います。